

# 保育園入園の申し込みを受け付けます

保育園では、子どもたちが健やかに育つことを願って、保育をしています。平成30年度の保育園入園申し込みを次のとおり受け付けます。

## 入園基準

- ①保護者が家庭の外もしくは中で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合
- ②保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合
- ③保護者が出産の前後である場合
- ④保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合
- ⑤保護者が求職中(原則として3カ月間)の場合
- ⑥保護者が就学中である場合
- ⑦家庭に火災や風水害等の災害があった場合など

## 保育時間・延長保育

表1をご覧ください。  
 保育園を利用する際には、入園を希望する保護者からの申請に基づいて、町が保育の必要性を認定します。  
 (認定は、保育の必要量(就労時間など)によって保育時間が区分されます。)

いずれの場合にも延長保育を利用できません。

- 保育標準時間  
フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間保育)
- 保育短時間  
パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間保育)

## 保育料

表2をご覧ください。  
なお、今後変更となる場合があります。

## 申込方法

町民課子ども係と各保育園にて、10月10日(火)から申請書を配布します。申請書に必要事項を記入し、期間内に町民課子ども係に提出してください。

## 申込期間

10月10日(火)～11月10日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

## 注意事項

既に入園している園児で、引き続き

入園を希望する場合にも、申し込みが必要です。

育児休暇や出産などにより年度途中の入園を予定している方も、申込期間中にお申し込みください。  
募集園児数を超える申し込みがあった場合や、期間を過ぎてからの申し込みの場合、入園できないことや、希望以外の保育園に入園していただくことがあります。

いずれかの保育園に申し込みが集まった場合には、抽選を行うことがあります。

## 広域入所について

町内に居住し、保護者の勤務の都合や里帰り出産などにより町外の保育園に入園を希望する場合も、申し込みが必要ですが、広域入所は、入所基準を満たし、希望施設に空きがある場合に限り、詳細はお問い合わせください。

## 申し込み・問い合わせ先

町民課子ども係 (32) 3 1 1 4

入園するほどではないけれど、困ったときは...

## 一時保育

町内に居住し、保育園に入園していない児童を対象に、一時保育を実施しています。

保護者の仕事、出産、病気やけが、看護・介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消などの理由で、緊急または一時的に家庭で子どもの保育をすることができないときに利用できます。

なお、一時保育料がかかります。

雪窓保育園と保育園つくしんぼで実施しています。利用を希望する場合には、各園に直接お申し込みください。

なお、初めて利用するときは、事前に面談を行います。利用が必要になったら、早めにお問い合わせください。

## 申し込み・問い合わせ先

町民課子ども係 (32) 3 1 1 4  
 雪窓保育園 (32) 4 1 6 6  
 保育園つくしんぼ(31) 6 3 6 0

表1

保育時間・延長保育時間

保育園名	開所時間 (土曜は希望保育)	延長保育時間		延長保育料	
		朝(平日・土曜)	夕	短時間	標準時間
やまゆり保育園 雪窓保育園	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時 土曜 午後4時～6時	朝・夕方の 延長時間 30分70円 (平日・土曜共に)	平日 午後6時30分～ 7時30分70円 (土曜日はかかりません)
たんぼぼ保育園 (3歳未満児専門)	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後3時45分)	午前7時30分 ～7時45分	平日短時間 午後3時45分～7時 平日標準時間 午後6時45分～7時	朝・夕方の 短時間延長 15分70円	朝・夕方の 標準時間延長 15分70円
杉の子幼稚園附属 保育園つくしんぼ (3歳未満児専門)	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時 土曜 午後4時～6時	朝・夕方の 延長時間 30分70円 (平日・土曜共に)	平日 午後6時30分～ 7時30分70円 (土曜日はかかりません)

表2

保育料月額徴収基準表(2号・3号認定)

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間		保育短時間		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第 1	生活保護世帯	0	0	0	0	
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の 世帯	( 0) 5,700	( 0) 4,700	( 0) 5,400	( 0) 4,400
第3	市町村民税 均等割課税世帯	ひとり親世帯等	( 0) 4,300	( 0) 2,900	( 0) 4,100	( 0) 2,800
		ひとり親世帯等以外	( 5,700) 11,400	( 4,700) 9,500	( 5,400) 10,800	( 4,500) 9,000
	48,600円未満	ひとり親世帯等	( 0) 6,200	( 0) 4,000	( 0) 5,900	( 0) 3,800
		ひとり親世帯等以外	( 8,050) 16,100	( 6,600) 13,300	( 7,600) 15,200	( 6,300) 12,600
第4	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	( 0) 7,400	( 0) 5,000	( 0) 7,000	( 0) 4,700
		ひとり親世帯等以外	( 9,000) 18,000	( 7,600) 15,200	( 8,500) 17,100	( 7,200) 14,400
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 9,000	( 0) 6,000	( 0) 8,500	( 0) 5,700
		ひとり親世帯等以外	(10,500) 21,100	( 8,700) 17,400	( 9,700) 19,400	( 8,000) 16,000
		77,101円以上 97,000円未満	(13,800) 27,600	(11,000) 22,000	(12,600) 25,300	(10,100) 20,200
第5	97,000円以上 109,000円未満	ひとり親世帯等	(16,100) 32,200	(11,500) 23,000	(14,800) 29,600	(10,500) 21,100
		ひとり親世帯等以外	(17,400) 34,900	(11,900) 23,900	(16,000) 32,100	(10,900) 21,900
		122,000円以上 169,000円未満	(19,750) 39,500	(12,400) 24,800	(18,100) 36,300	(11,400) 22,800
第6	169,000円以上 217,000円未満	ひとり親世帯等	(22,000) 44,100	(12,800) 25,700	(20,200) 40,500	(11,800) 23,600
		ひとり親世帯等以外	(24,300) 48,700	(13,300) 26,600	(22,400) 44,800	(12,200) 24,400
第 7	301,000円以上 397,000円未満	(25,300) 50,600	(13,800) 27,600	(23,200) 46,500	(12,600) 25,300	
第 8	397,000円以上	(25,700) 51,500	(14,200) 28,500	(23,600) 47,300	(13,100) 26,200	

備 考

( )は第2子の場合

1 生計を一にする2人以上の就学前子どもが保育所等、家庭的保育事業等、児童発達支援等を利用している場合

階層区分	児 童	徴収金の額
第4～第8階層 に属する世帯	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、最年長児	徴収基準額表に定める額
	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、次年長児	徴収基準額表に定める額×1/2
	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、上記以外の児童	0

2 ひとり親世帯等及び第4-2階層以下に該当するひとり親世帯等以外の世帯は、上記1に掲げる規定にかかわらず、生計を一にする子どもの人数に応じ、算定を行うものとする。

3 上記2に当てはまらない、かつ、生計を一にする3人以上の子どもがいる世帯における、3人目以降の児童の保育料について、月額6,000円を上限に減額する。